

不動産業関係団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局

職場における積極的な検査等の実施について（報告依頼）

先般、「職場における積極的な検査等の実施について」（令和3年6月11日付け事務連絡）において、職場における抗原簡易キット等を活用した検査の実施について所管事業者・団体等への周知をお願いし、「職場における積極的な検査等の実施手順（第2版）について」（7月1日付け事務連絡）において、検査を管理する従業員がいること、連携医療機関の名称などを記載した確認書を医薬品卸売販売業者に提出することにより、事業者が抗原簡易キットを購入できる旨をお示ししたところです。

こうした中で、事業者における抗原簡易キットを活用した検査についての取組状況を把握し、今後の取組に活用することを目的として、当面の間、事業者が抗原簡易キットを購入する場合は、購入個数等について内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室に報告をお願いしたい旨、別添のとおり通知がありました。（なお、報告の有無は抗原簡易キットの購入可否に影響を与えるものではありません。）

つきましては、貴団体におかれましては、別添について適切にご対応いただくとともに、貴会会員に対しても抗原簡易キットを購入する際における内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室への報告について、以下に示す報告用のリンクとともに、周知をしていただきますよう、よろしくお願いいたします。

○報告用リンク

<https://www13.webcas.net/form/pub/cas/form01>

（フォームの質問事項は5問で、回答にかかる時間は5分程度です。）

（別添）内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室 事務連絡

「職場における積極的な検査等の実施について（報告依頼）」

（参考）厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室 事務連絡

「職場における積極的な検査等の実施手順（第2版）について」

令和3年6月25日付事務連絡「職場における積極的な検査等の実施手順（第2版）について」において、事業者が、医薬品卸売販売業者に確認書を提出することで、抗原簡易キットを購入することができる旨お示したところですが、抗原簡易キットを活用した職場における検査の取組の現状を当室において把握する際の参考として、当面の間、事業者が、抗原簡易キットを購入する際、当室宛てに報告を求めることといたしますので、関係団体等への周知をお願いいたします。

事務連絡  
令和3年7月6日

新型コロナウイルス感染症対策本部幹事会構成員 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

#### 職場における積極的な検査等の実施について（報告依頼）

平素より大変お世話になっております。

令和3年6月1日付事務連絡「職場における積極的な検査等の実施について」において、職場における抗原簡易キット等を活用した検査の実施について、管内地方公共団体、関係団体等への周知をお願いするとともに、同月25日付事務連絡「職場における積極的な検査等の実施手順（第2版）について」では、事業者は、検査を管理する従業員がいることや連携医療機関の名称などについての確認書を医薬品卸売販売業者に提出し、抗原簡易キットを購入することができる旨お示したところです。

こうした中で、事業者における抗原簡易キットを活用した検査についての取組状況を把握し、今後の取組に活用するため、当面の間、事業者が、抗原簡易キットを購入する場合、購入個数等について、当室宛てに報告を求めることといたします（購入しない場合は報告不要です。）ので、以下の報告用リンクとともに、関係団体等への周知をお願いいたします。

なお、本報告は、抗原簡易キットを活用した職場における検査の取組の現状について、当室が現状把握を行う際の参考としてお願いするものであり、報告の有無は、抗原簡易キットの購入可否に影響を与えるものではありません。

#### ○報告用リンク

<https://www13.webcas.net/form/pub/cas/form01>

（フォームの質問事項は5問で、回答にかかる時間は5分程度です。）

【問合せ先】 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室（総括班）  
担当者： 清水、山口 TEL：03-6257-1309